

女性の活躍促進に向けた配偶者手当の在り方に関する検討会 開催要綱

1. 趣旨・目的

本年6月30日に閣議決定された「『日本再興戦略』改訂2015」では、女性の活躍の更なる促進に向け、税制、社会保障制度、配偶者手当等の在り方について、女性が働きやすい制度となるように具体化・検討を進めることとされた。このうち、配偶者手当の在り方については、「官の見直しの検討とあわせて、労使に対しその在り方の検討を促す」とされたところである。

このため、労使において女性の活躍の更なる促進に向けた配偶者手当の在り方の検討を行うための背景、課題等を整理するとともに、見直しを行う場合の留意事項等を示すことを目的として、本検討会を開催する。

2. 検討事項

本検討会においては、次の事項について検討を行う。

- (1) 配偶者手当の在り方
- (2) 配偶者手当の見直しを行う場合の留意点等

3. 運営

- (1) 本検討会は、厚生労働省労働基準局長が学識経験者の参集を求めて開催する。
- (2) 本検討会においては、必要に応じ、(1)の参集者以外の学識経験者及び実務経験者等の出席を求めることがある。
- (3) 本検討会の議事については、別に本検討会において申し合わせた場合を除き、公開とする。
- (4) 本検討会の座長は、参集者の互選により選出する。
- (5) 本検討会の庶務は、厚生労働省雇用均等・児童家庭局雇用均等政策課の協力を得て、厚生労働省労働基準局労働条件政策課賃金時間室において行う。